

静岡県訓令甲第3号

本 庁
出先機関
教育委員会
警察本部

静岡県公舎管理規程（昭和31年静岡県訓令甲第22号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
<p>(公舎の管理者)</p> <p>第2条 公舎は、次に掲げる者（以下「管理者」という。）が管理し、総括事務は<u>経営管理部</u>長がこれを行う。</p> <p>(1) 知事部局所属の公舎にあつては、<u>経営管理部職員厚生課長</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>経営管理部総務課</u>所属の公舎にあつては<u>経営管理部総務課長</u>が、出先機関（各かいに所属する出先機関を除く。）所属の公舎にあつては当該出先機関の長が、出先機関（各かいに所属する出先機関に限る。）所属の公舎にあつては当該かいの長がそれぞれ管理し、総括事務は<u>経営管理部</u>長がこれを行う。</p> <p>3 (略)</p> <p>(貸付料)</p> <p>第14条 公舎（無料公舎を除く。以下この条及び次条において同じ。）の貸付料は月額とし、別に定める貸付料の基準に基づいて管理者が決定する。ただし、新たな公舎の設置に当たってその公舎の貸付料を決定する場合は、管理者は、<u>資産経営課長</u>と協議しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(公舎の管理者)</p> <p>第2条 公舎は、次に掲げる者（以下「管理者」という。）が管理し、総括事務は<u>財務部長</u>がこれを行う。</p> <p>(1) 知事部局所属の公舎にあつては、<u>総務部職員厚生課長</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>総務部総務課</u>所属の公舎にあつては<u>総務部総務課長</u>が、出先機関（各かいに所属する出先機関を除く。）所属の公舎にあつては当該出先機関の長が、出先機関（各かいに所属する出先機関に限る。）所属の公舎にあつては当該かいの長がそれぞれ管理し、総括事務は<u>財務部長</u>がこれを行う。</p> <p>3 (略)</p> <p>(貸付料)</p> <p>第14条 公舎（無料公舎を除く。以下この条及び次条において同じ。）の貸付料は月額とし、別に定める貸付料の基準に基づいて管理者が決定する。ただし、新たな公舎の設置に当たってその公舎の貸付料を決定する場合は、管理者は、<u>行政経営課長</u>と協議しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和7年4月1日から施行する。